## (別紙2)

## 調達先の分類

区分	調達先	概要
а	就労継続支援事業所	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、
	(A型・B型)	知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識
		及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護事業所	常に介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排泄、
		食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提
		供する事業所
	障害者支援施設	入所している人に、主として夜間において、入浴、排泄、食事の
		介助等を行うとともに、就労移行支援、就労継続支援又は生活介
		護を行う障害者支援施設
	地域活動支援センタ	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事
	1	業所
	小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として、障害者基本法第
		18 条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせ
		ん・仲介する業務を行う窓口
С	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一
		定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続し
	事業所	て雇用している事業所
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害
		者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体